

とやまの木で家づくり支援事業の手引き

～ 提出書類の記載例及びポイント ～

令和6年4月

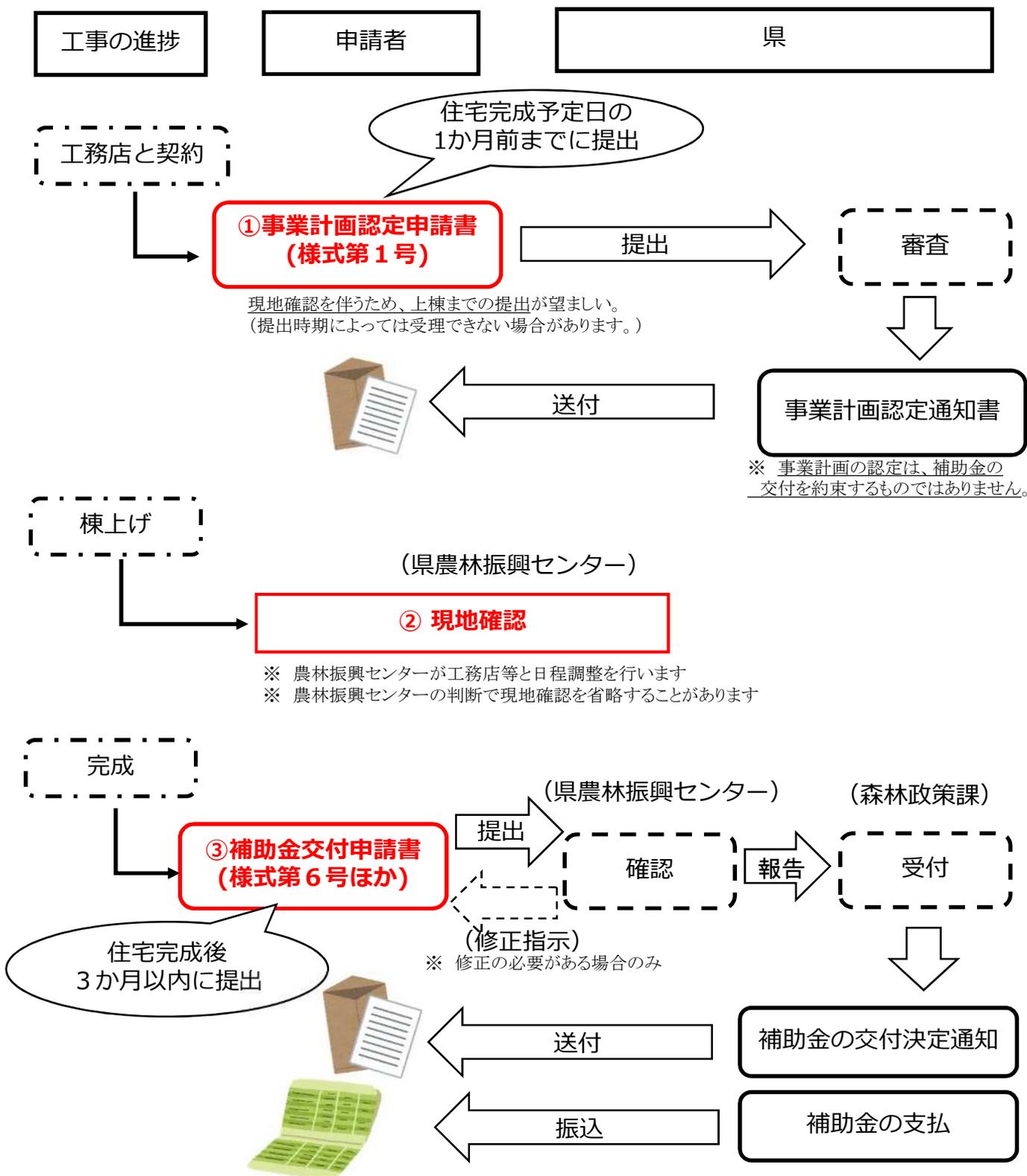
富山県森林政策課

構成

・ 手続きの流れ、方法	1
<u>1 とやまの木で家づくり支援事業計画認定申請書</u>	3
<u>2 とやまの木で家づくり支援事業補助金交付申請書</u>	4
2-1 事業実績書（様式第7号）	5
2-2 富山県産材証明書（様式第8号）	6
2-2-1 県産材伐採証明書（様式第8-1号）	7
例① 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(写し)	8
例② 森林経営計画認定書(写し)	9
例③ 保安林内立木伐採許可決定通知書(写し)	10
例④ 建設工事下請契約書(写し)	11
2-2-2 県産材出荷証明書（様式第8-2号）	12
2-3 県産材使用実績計算書（様式第3号）	13
2-3-1	
県産材出荷証明書兼使用実績計算書（様式第3-1号）	14
2-4 完成写真（全景、内部）	15
2-5 債主名登録書兼口座振替届（様式第9号）	17
参考 委任状の記載例	18
2-6 設計図（平面図）	19
2-7 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真	20

とやまの木で家づくり支援事業

手続きの流れ



注意

- ・補助金の額の算定や補助要件は事業計画認定年度にかかわらず、補助金交付申請書を受理した年度の実施要領によります。また、事業が廃止された場合は補助は受けられません。
- ・交付申請書を受理した順に内容の確認及び補助金の交付決定を行い、予算の範囲を超えた時点で受付を停止します。

手続きの方法

手続き名	手続き方法
①事業計画認定申請書の提出	以下のいずれかの方法で提出してください <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">電子メール</div> 事業計画認定申請書を添付し、森林政策課に送信してください。 ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">郵送・持参・FAX</div> 富山県森林政策課又はお近くの農林振興センターに提出してください。
②現地確認の調整	事業計画認定申請書をもとに住宅建築場所を管轄する農林振興センターと工務店等が日程調整を行い、木材の使用状況を確認します。
③補助金交付申請書の提出	住宅建築場所を管轄する農林振興センターに郵送又は持参してください

[問合せ先・書類提出先]

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル4階
 富山県 森林政策課 木材利用推進係
 TEL 076-444-3388 FAX 076-444-4428

・魚津市、黒部市、滑川市、入善町、朝日町

⇒ 〒937-0863 魚津市新宿 10-7 魚津総合庁舎内
 新川農林振興センター森林整備課林政・普及班
 TEL 0765-22-9143 FAX 0765-22-9154

・富山市、立山町、上市町、舟橋村

⇒ 〒930-0096 富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎3階
 富山農林振興センター森林整備課林政・普及班
 TEL 076-444-4476 FAX 076-444-4518

・高岡市、射水市、氷見市、小矢部市

⇒ 〒933-0806 高岡市赤祖父 211 高岡総合庁舎内
 高岡農林振興センター森林整備課林政・普及班
 TEL 0766-26-8454 FAX 0766-26-8466

・砺波市、南砺市

⇒ 〒939-1386 砺波市幸町 1-7 砺波総合庁舎内
 砺波農林振興センター森林整備課林政・普及班
 TEL 0763-32-8131 FAX 0763-32-8140

とやまの木で家づくり支援事業計画認定申請書

令和 6年 5月 15日

富山県知事 殿

住宅完成予定日の1月前までの提出が必要(着工後の申請でも可)。ただし、構造材や下地材に県産材を使用している場合、内装工事開始までに現地確認を行う必要がありますので、早目の提出を。

申請者 郵便番号 930-XXXX

県から事業計画認定通知書を郵送しますので郵便番号から正確に記載してください。

住所 富山市新総曲輪1番地7

氏名 立山 杉之助

押印 不用

電話番号 076-XXX-XXXX

とやまの木で家づくり支援事業実施要領第6条第1項の規定に基づき、とやまの木で家づくり支援事業計画について、下記のとおり申請します。

記

住宅の建築場所	〇〇市 〇〇 XX番地			
建物延べ面積・階数	132.23 m ²		木造	2 階
新築・増改築の別	新築	増改築	*○で囲む	
工事着手(予定)年月日	令和	6年 4月 15日		
棟上げ(予定)年月日	令和	6年 6月 1日	*増改築の場合不要	
現地確認希望時期	令和	6年 7月 (上旬、中旬、下旬) 頃	*○で囲む	
住宅完成予定年月日	令和	6年 10月 15日		
建築施工業者名等	名称 : (有)〇〇工務店 住所 : 〇〇市〇〇X番地 TEL : 076-XXX-XXXX FAX : 076-XXX-XXXX E-MAIL : XXX@XXX.co.jp 担当者名 : 越中 (TEL : 090-x x x x -x x x x)			
県産材の概算使用量 ※小数点以下1位止め	造作材 (内装・外壁・外構等)	構造材 (柱・梁・桁等)	下地材 (間柱・貫・胴縁等)	合計
	5.6 m ³	12.9 m ³	11.8 m ³	30.3 m ³
木材の概算総使用量	36.9 m ³			
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> この住宅は自らが居住するためのものです。*該当する場合に□記入			

使用量は概数で可(補助金は交付申請書の数量をもとに計算します。)

施工担当者ではなく、補助金申請に係る担当者です。設計業者が担当する場合、その方の名前、業者名及び連絡先を記載

*補助申請に係る担当者が建築業者と異なる場合は、その業者名および連絡先を記載する

*国及び市町村等に 建売住宅や賃貸用などは対象外です。 補助金との重複助成可。

新築2階建木造住宅における木材総使用量は、0.20~0.30m3/m2程度です。

様式第6号(第11条関係)

令和 **6**年**11**月**1**日

住宅完成日から三カ月以内に提出
事業計画の認定日より1年以内

富山県知事 新田 八朗 様

県から補助金の交付決定通知を郵送します。郵便物が届く住所を記載してください。(計画認定申請書と同じ住所でも本事業で新築し引越した住所でも可)

申請者 住所 **富山市新総曲輪1番地7**
氏名 **立山 杉之助**
(申請者が連名の場合は代表者名)
(認定番号 **6** 砺**01**)

押印
不用

「事業計画認定通知書」記載の「認定番号」

令和 **6**年度とやまの木で家づくり支援事業補助金交付申請書

令和 **6**年度において、とやまの木で家づくり支援事業を実施したいので、補助金**308,000**円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 富山県産材証明書(様式第8号～8-2号)
- (3) 木材使用量実績計算書(様式第3号)
- (4) 完成写真(全景、内部)
- (5) 債主名登録書兼口座振替届(様式第9号)
- (6) 設計図(平面図)
- (7) 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真*

※要領第9条第2項の規定による省略可

現地確認を受けた場合、又はとやまの木で家づくり応援工務店等が施工する場合は省略可

様式第8号(第11条関係)

富山県産材証明書

工事名	立山	邸	建築工事
県産材製品納入量	31.066	県産材使用実績計算書の合計と一致 m ³	
原木納入量	57.94	県産材伐採証明書の合計と一致 m ³	

本工事において、別紙により証明された県産材製品を使用したことを証明します。

令和 6年〇月〇日

建築施工業者

住所 〇〇市〇〇X番地

氏名 (有)〇〇工務店 〇〇〇〇

電話番号 076-XXX-XXXX

押印
不用

ハンコでもパソコンによる記載でもよい。

令和 6年 〇月 〇日

県産材伐採証明書

素材生産業者（森林組合・林業事業者）など。
 工事支障木伐採の場合は工事業者もしくは伐採業者。
 個人宅等（持ち山、屋敷林）の場合は森林所有者もしくは伐採業者など。ハンコ可

(伐採証明者)

住所 ○〇市〇〇X番地X

氏名 ◇◇木材

TEL 076-XXX-XXXX

押印
不用

以下の原木は、富山県内で伐採したことを証明します。

県内で製材・加工していること
 （県内でできない加工を要する場合はこの限りではない。）

記

1. 原木の納入先住所・名称

○〇市〇〇X番地X △△製材

2. 納入原木の内訳及び伐採箇所

樹種	規格 (丸太の末口径・長さを記載)	数量 (本)	材積 (m ³)	伐採地
スギ	4m×φ160~400	124	25.23	○〇市三ヶ
"	4.5m×φ180~440	86	27.35	○〇市桐谷
"	7m×φ400~440	2	2.66	△△市吉田
"	8m×φ300~420	3	2.70	"
スギ	別紙①のとおり	124	25.23	
計		215	57.94	

明細が別紙にある場合は
 このような記載でもよい。

市町村大字など記載
 伐採地は県内であること。

【重要】本様式と同等の内容が記載されていれば、他の様式での提出可。

⇒ 例「丸太出荷証明」など

※ただし、出荷証明が複数枚に及ぶときは取りまとめの表を添付すること。

*市町村が発行する伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書又は森林経営計画の認定書の写し等の富山県内で伐採されたことがわかる資料を添付すること。

*本様式と同等の内容が記載されている場合、他の様式でも可。

*記載欄が足りない場合は、別紙に記載すること。

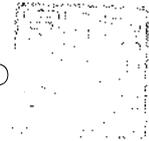
添付書類は例1～例4参照。
 屋敷林等伐採届不要の場合は、場所がわかる地図や写真を添付（森林の場合伐採届の写し）

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

〇〇 第 〇〇 号
平成28年 3 月29日

〇〇 木材 様

〇〇 市長 〇〇 〇〇



平成28年 3 月23日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知します。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所： 〇〇 市 大字 〇〇 字 〇〇 地番 XX

伐 採 面 積：0.03ha

伐 採 方 法：皆伐 伐採率100%

伐 採 の 期 間：平成28年 4 月25日 ～ 平成28年 5 月25日

伐 採 樹 種：杉

伐 採 齢：60年

造 林 の 方 法：天然更新
樹種 雑木、本数 100本

造 林 の 面 積：0.03ha

造 林 の 期 間：平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日

(留意事項)

造林方法が「天然更新」とされていますが、5年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後2年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますのでご注意ください。

伐採にあたり地元地権者との調整を十分に行い、施業に影響がないようにすること。

※個人の方が自分の所有林から伐り出した材を使用する場合にもこの届出が必要です。
※屋敷林や庭木を伐採する場合は対応が異なります。



森林経営計画認定書

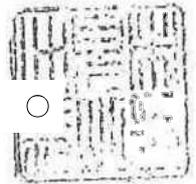
例2

認定番号 ○○XX-X

農 第 ○ ○ 号
平成28年 7月 1日

○ ○ ○ ○ 番 地
○ ○ 森 林 組 合
代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ 様

○ ○ 市長 ○ ○ ○ ○



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成28年7月1日に請求のあった森林経営計画については、これを適当であると認定する。

(75、76、77、78林班 上田地区)

自 平成28年 7月20日
至 平成33年 7月19日

※認定書のカガミだけだと森林の所在や伐採率等がわからないので
内訳書等を添付してください
(カガミに記載されており確認できる場合は不要)

事務担当 林業・循環エネルギー振興担当

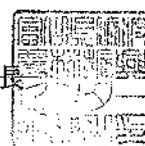
TEL ○○○ - ○○○ - ○○○○

保安林内立木伐採許可決定通知書

〇〇 第〇〇号
平成27年7月30日

〇〇 森林組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿

〇〇 農林振興センター所長



次の森林の立木を伐採について、許可することを決定したから、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知する。

保安林の指定の目的				水源のかん養			
森林の所在場所				伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積又は伐採立木材積	備考
市町村	大字	字	地番				
〇〇市	〇〇	〇〇	XX	皆伐	スギ 61~70年生	0.6000ha	平成28年10月~ 平成29年10月 植栽
計						0.6000ha	

許可の条件

- 伐採の期間は、平成27年9月1日から平成27年12月22日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日をこえない範囲内で期間の延長を申請することができる。
- 伐採期間中は、富山県保安林（保安施設地区）内立木の伐採等許可旗の設置取扱要領に基づく許可旗を設置・掲揚すること。

例4



建設工事下請契約書

※工事支障木の場合

1. 工事名 予防治山 ○ ○ 工事
2. 工事場所 ○○市大字○○ 地内
3. 工 期 平成 27 年 7 月 6 日～平成 27 年 7 月 31 日
4. 請負代金 ¥ 0 0 0, 0 0 0 -
(うち取引に係る消費税の額 ¥ 0 0, 0 0 0 -)
5. 請負代金の支払の時期及び方法
(1) 部分払 末月〆切
翌月末支払 現金 % 手形 % (日)
(2) 引渡し時の支払 引渡し後 5 0 日以内 (現金 1 0 0 %)
6. その他

発注者富山県による上記の工事について、当事者は、おのおの対等な立場における合意に基づき、別添の条項によってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。この契約の証として、本通 2 通を作り、当事者記名押印して、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 7 月 3 日

元請負人

下請負人

※工事の元請業者と伐採業者が異なる場合は、下請契約書の写し及び工種明細書の写しを添付
工事の元請業者が伐採した場合は、発注者との契約書の写し及び工種明細書の写しを添付

県産材出荷証明書

名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m ³)
		(m)	縦 × 横		(本)	
床板	スギ		0.030		32坪	3.178
腰壁天板	”	2.000	0.170	0.030	1	0.010
羽目板	”		0.012		18坪	0.715
外壁材	”		0.015		12坪	0.596
外部建具枠	”	3.000	0.055	0.045	3	0.022
”	”	2.000	0.098	0.030	2	0.011
”	”	2.000	0.136	0.030	12	0.097
”	”	3.000	0.125	0.045	1	0.016
”	”	1.500	0.136	0.030	18	0.110
”	”	1.000	0.136	0.030	4	0.016
内部建具枠	”	3.000	0.125	0.045	1	0.016
	”	2.000	0.125	0.045	2	0.022
	”	2.000	0.042	0.030	8	0.020
	”	2.000	0.160	0.045	6	0.086
	”	2.100	0.161	0.030	8	0.081
	”	2.100	0.043	0.030	6	0.016
	”	2.10	0.14	0.03	2	0.017
	”	1.00	0.14	0.03	1	0.004
”	”	1.000	0.125	0.030	1	0.003
内部建具枠	”	2.000	0.050	0.045	1	0.004
”	”	2.000	0.161	0.030	1	0.009
”	”	2.100	0.051	0.030	2	0.006
棚受	”	1.500	0.110	0.050	2	0.016
中段受	”	4.000	0.060	0.045	2	0.021
廻り縁	”	4.000	0.041	0.045	40	0.295
雑巾摺	”	4.000	0.020	0.035	3	0.008
計						5.832

上記の製品は、県産材であることを証明する。

製材等加工業者

住所：〇〇市〇〇X番地X

氏名：△△製材 〇〇〇〇

押印
不用

(法人にあっては住所、名称及び代表者)

(注) 名称(柱、土台等)及び地域材の樹種(スギ、アテ等)ごとに整理して記入すること。

※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとして下さい。

県産材使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m ³)
			(m)	縦	横	(本)	
造作材	床板					32坪	3.178
	<p>長さや寸法の単位はメートルです。 記載を一桁間違ふミスをしやすいので注意してください。</p>						
	腰壁天板	"	2.000	0.170	0.030	1	0.010
	羽目板	"		0.012		18坪	0.715
	外壁材	"	<p>「床板」「羽目板」などの板材は、厚さ×面積としても結構です。</p>				
	外部建具枠	"	3.000	0.055	0.045	3	0.022
			3.000	0.030	0.045	2	0.011
	<p>「名称」は、その部材がどこに使われたかわかるように一般的な名称を記入してください。</p>						
	"	"	2.000	0.136	0.030	12	0.097
	"	"	3.000	0.125	0.045	1	0.016
	"		<p>ヒノキやアテを計上する場合は、県産材伐採証明書等にヒノキやアテが含まれている必要があります。</p>				
	"		1.000	0.136	0.030	4	0.016
	内部建具枠	ヒノキ	3.000	0.125	0.045	1	0.016
	"	スギ					
	"	ヒノキ					
	"	スギ					
	"	ヒノキ					
	<p>・ここでの造作材とは、人の目に触れる仕上げ材・取り付け材のことを言います。移動できない据え付け家具（壁と一体となった棚など）は対象となります。 ・構造材等であっても、化粧柱や化粧梁など、人の目に触れる材料については造作材に含めてもかまいません。</p>						
	寄せ			0.048	0.045	2	0.012
	"			0.048	0.045	2	0.008
廻り縁	スギ	4.000	0.041	0.045	40	0.295	
雑巾摺	"	4.000	0.020	0.035	3	0.008	
巾木	"	4.000	0.065	0.045	25	0.292	
無目	"	3.000	0.170	0.030	2	0.030	
<p>【重要】県産材の部材のみの記載です。 (他県産材、外材の記載不要)</p>							
計							5.832

(注) 区分欄には、造作材、構造材、下地材の別を記入し、区分ごとに別業とすること。
 造作材は天井・床・腰板・外壁・外構等、構造材は柱・梁・桁・土台等、下地材は間柱・貫・垂木・野地板等とする。
 名称（床、腰板等）及び地域材の樹種（スギ、アテ等）ごとに整理して記入すること。
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。
 この計算書には県産材のみを記入すること。
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

県産材出荷証明書兼使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m ³)	
			(m)	縦	横	(本)		
造作材	床板					32坪	3.178	
	腰壁天井				0.030	1	0.010	
	羽目板	"		0.012		18坪	0.715	
	外壁材	"		0.015		18坪	0.526	
	外部建具枠	"	3.000	0.035	0.045	3	0.022	
	"	"	2.000	0.098	0.030	2	0.011	
	"	"			0.045	1	0.011	
	"	"			0.030	12	0.097	
	"	"	3.000	0.125	0.045	1	0.016	
	"	"			0.030	18	0.110	
	"	"			0.030	4	0.016	
	内部建具枠	ヒノキ	3.000	0.125	0.045	1	0.016	
	"	スギ	3.000	0.125	0.045	1	0.016	
	"	ヒノキ					2	
	"	スギ					2	
	"	ヒノキ					6	
	造作材、構造材、下地材の別を記載してください。			3.000	0.048	0.045	2	0.012
	"			2.000	0.048	0.045	2	0.008
廻り縁	スギ	4.000	0.041	0.045	40	0.295		
雑巾摺	"	4.000	0.020	0.035	3	0.008		
巾木	"	4.000	0.065	0.045	25	0.292		
無目	"	3.000	0.170	0.030	2	0.030		
【重要】様式第8-2号と様式第3号の内容が完全に一致する場合は、本様式を用いることで、8-2号、3号の提出を省略できます。								
計							5.832	
上記の製品は、県産材であることを証明する。 製材等加工業者 住所： ○○市○○番地X 氏名： △△製材 ○○○○ (法人にあっては住所、名称及び代表者)								

長さや寸法の単位はメートルです。記載を一桁間違ふミスをしやすいので注意してください。

「床板」「羽目板」などの板材は、厚さ×面積としても結構です。

「名称」は、その部材がどこに使われたかわかるように一般的な名称を記入してください。

ヒノキやアテを計上する場合は、県産材伐採証明書等にヒノキやアテが含まれている必要があります。

・ここでの造作材とは、人の目に触れる仕上げ材・取り付け材のことを言います。移動できない据え付け家具（壁と一体となった棚など）は対象となります。
 ・構造材等であっても、化粧柱や化粧梁など、人の目に触れる材料については造作材に含めてもかまいません。

(注) 区分欄には、造作材、構造材、下地材の別を記入し、区分ごとに別業とすること。
 造作材は天井・床・腰板・外壁・外構等、構造材は柱・梁・桁・土台等、下地材は間柱・貫・垂木・野地板等とする。
 名称(床、腰板等)及び地域材の樹種(スギ、アテ等)ごとに整理して記入すること。
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。
 この計算書には県産材のみを記入すること。
 ※「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

2-4

完成写真

外観



- 任意様式です。
- 外観、内装など県産材使用箇所がわかるように3~6枚程度添付してください。

※不可視部にしか県産材を使用していない場合は、外観と代表的な内観の2枚程度で結構です。

• 提出いただいた写真は、後日ご相談のうえで、県のHPやパンフレットへの掲載等、広報資料として使わせていただくことがあります。



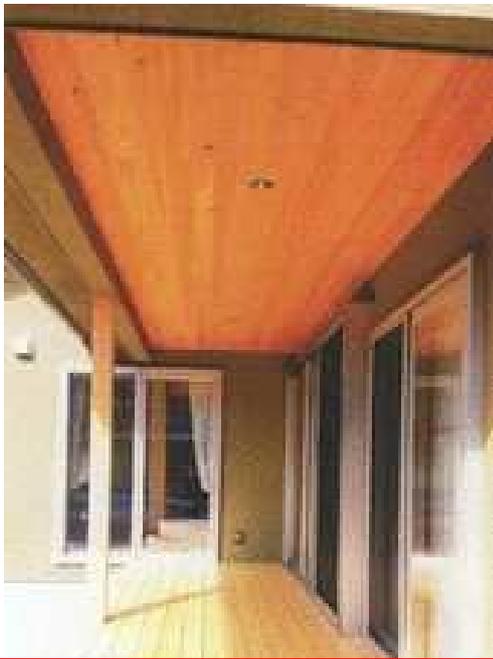
完成写真

リビング、和室



完成写真

ダイニング



完成写真

デッキ、天井

• 写真のポイントとしては、造作材を使用している場合、
県産材が使われている様子がよくわかるように撮影してください。



完成写真

2階



完成写真

2階

債主名登録書兼口座振替届

ふりがな		たてやま すぎのすけ	
氏名		立山 杉之助	
ご自宅	郵便番号	〒930-8501	
	住所	富山市新総曲輪1番地7	
	電話番号	076-444-3388	
振込先	支店名	〇〇銀行	コード
		〇〇支店	コード
	預金種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 (該当する番号に○印)	
	口座番号	XXXXXXXX	
	ふりがな	タテヤマ スギノスケ	
	口座名義	立山 杉之助	
※	債主コード	上記氏名と同一氏名	

交付申請書と同じ氏名、住所を記載
※銀行等届出住所と異なっていても
かまいません。

支店の間違いがしばしば見られます。注意

コードがわからない場合は未記載可

※記入不要です。
※住所、氏名等については、補助金交付申請書や事業実績書に記載されている内容を確認の上、正確に記載して下さい。
※交付申請者と振込先口座の名義人が異なる場合には、別途委任状の提出が必要となります。

【申請者と異なる名義の口座に入金する場合】
以下の3つの書類が必要です。
①委任状（次ページ参照）
②申請者の債主登録書
氏名、郵便番号、住所、電話番号を記載
（振込先の記載は不要です）
③代理人の債主登録書
すべて記載。※委任状の住所氏名と一致させること。

委任状

住所
氏名

入金口座の方の住所と氏名

私は、上記の者を代理人と定めて次の権限を委任します。

富山県から支払われる令和4年度とやまの木で家づくり支援事業補助金の受領に関する権限

令和 年 月 日

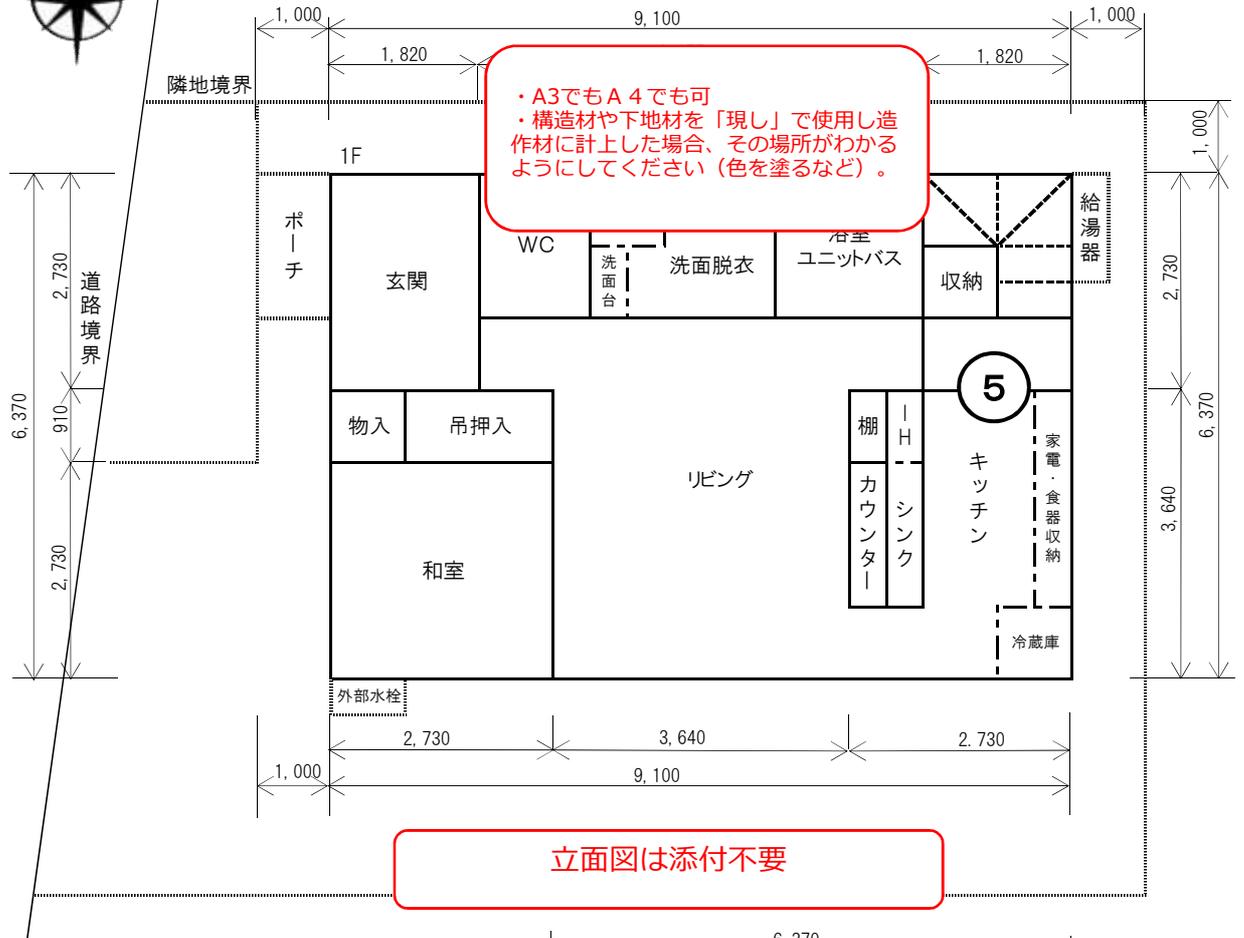
委任者 住所
氏名

捺印必要

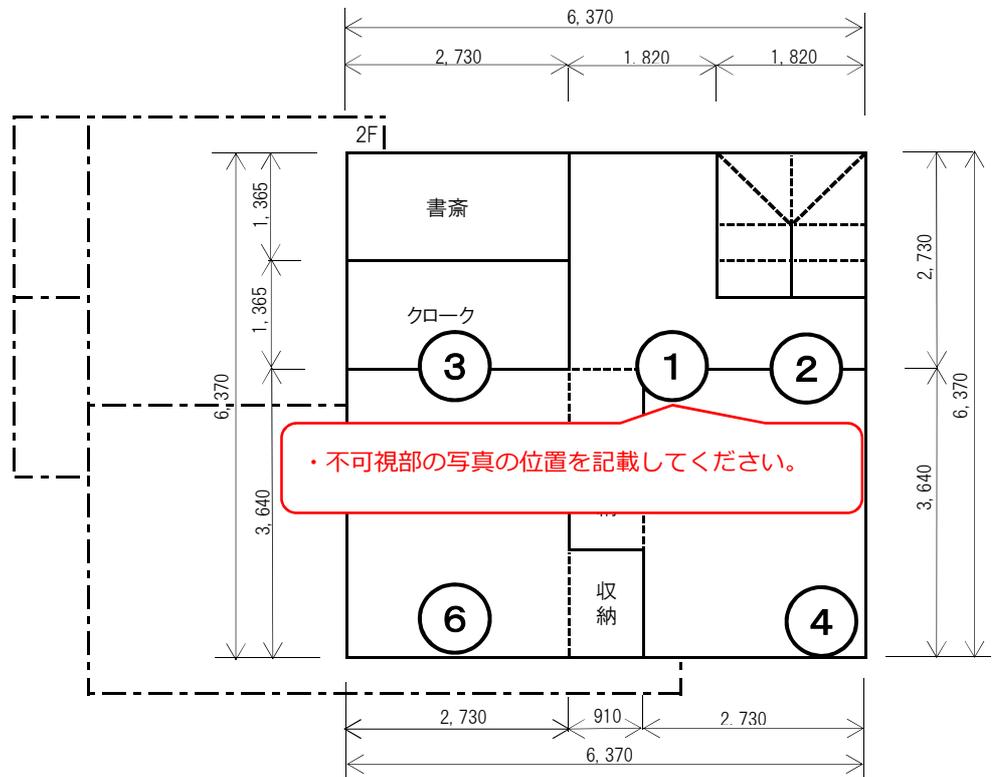
印

富山県知事 新田 八朗 殿

申請者（施主）の
住所・氏名（申請書と同一）



立面図は添付不要



(有)〇〇工務店	一級建築事務所 事務所登録 XXXX号	立山邸新築工事	平面図	日付 2017/4/1
				縮尺 1/100

不可視部写真

傾斜梁

5.0×0.39×0.12

写真位置①

①現地確認を受けた場合、②とやまの木で家づくり
応援工務店等が施工・設計する場合には、不
可視部の写真は不要です。

- 部材のサイズ、写真撮影位置などを記載
- 写真位置は平面図に記載

- 任意様式です。
- 不可視部とは、構造材や下地材など、竣工後に材料を確認できない箇所をさします。
- 県産材が確実に使われていることがわかるよう、写真を2~6枚程度添付してください。（撮影している部材の名称・寸法・場所等を記するなど）
- 平面図に撮影場所を記載してください。

不可視部写真

梁、小屋束など

梁:②

- 部材のサイズ等の記載を省略する場合、木拾い表の欄外に番号を記す。

不可視部写真

梁、母屋、野地板
小屋束など

野地板:③